平成２８年（フ）第２０６１号
札幌市西区発寒11条６丁目１番６号
債務者　佐藤　裕美
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０６６号
札幌市中央区南８条西24丁目２番11―801号
債務者　篠崎　修一
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２５号
北海道室蘭市高砂町５丁目８番８号
債務者　工藤　千夏
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２１１号
釧路市芦野３丁目34番526号
債務者　高島　敬子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第３１９号
盛岡市中太田深持88番地、住民票上の住所岩手県滝沢市葉の木沢山328番地４　ガーデンハウス葉の木沢102号
債務者　南幅　俊秀
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３２５号
盛岡市神子田町10番17号　コーポくどう101号
債務者　明是　敬子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第５７号
新潟県三条市興野３丁目１番13―202号
債務者　津々木　稔
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第２１０号
静岡県富士市宮島939番地の10
債務者　若杉　浩美
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第７２４号
大阪府河内長野市本町14―９アールスコート306、住民票上の住所堺市南区原山台５丁５番６号
債務者　星野　修一
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８６８号
堺市美原区真福寺167番地４、前住所和歌山県岩出市新田広芝195番地の７
債務者　正谷　敏彦
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８９４号
堺市東区草尾362番地６
債務者　木本　克之
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９１９号
大阪府大阪狭山市茱萸木６丁目1020番地の41
債務者　大森　　茜
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９５１号
堺市中区深井北町949番地１
債務者　金城　正明
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９６３号
堺市堺区南三国ヶ丘町２丁１番３―204号
債務者　**廣**田　紀子（旧姓垣﨑）
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
群馬県邑楽郡大泉町仙石２丁目18番34号
債務者　川田　和代
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第９２号
新潟県上越市大和４丁目４番15号
債務者　橋爪　松男
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第８５号
岡山県津山市宮尾427番地
債務者　野條　幸枝
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第２４５号
香川県高松市国分寺町国分2996番地16
債務者　石川　真紀（旧姓造田）
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係